

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	建設業許可番号
有限会社細谷建材	東茨城郡茨城町駒渡1251	2-018038

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。

2 指名停止措置期間

令和4年12月28日 ~ 令和5年1月27日(1箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲

ひたちなか市が発注する工事等

4 事実概要

有限会社細谷建材及び同社の使用人は、ビル解体撤去工事において、令和3年6月17日、労働者の危険を防止するための措置を講じず、労働者が死亡する労働災害を発生させたとして、令和4年9月8日、労働安全衛生法違反等により水戸簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5 指名停止理由

「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第1に掲げる(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)第8項(2)及び別表第2に掲げる(不正又は不誠実な行為)第13項(1)に該当するため。

〈ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱〉

措 置 要 件	期 間
別表第1 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (2) 工事等関係者に死亡者を生じさせたとき。	1月
別表第2 (不正又は不誠実な行為) 13 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 業務に関し、法令に違反したとき。	1月以上9月以内

問 い 合 わ せ 先

ひたちなか市総務部契約検査課
 ひたちなか市東石川2-10-1
 電話 029-273-0111